

13. 認可保育施設の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)

【0歳児～2歳児クラスの利用者負担額(保育料)】

1. 利用者負担額の決定

利用者負担額(保育料)は、世帯(父母)の市区町村民税所得割額の合計額により該当する階層区分と、教育保育給付認定された保育の必要量(標準時間／短時間)により決定します。具体的な金額についてはP34の表をご参照ください。利用者負担額(保育料)は月額料金となっております。

※認可保育園(公立・私立)・認定こども園・地域型保育(家庭的保育・小規模保育)のいずれも同じです。

※父母の収入がいずれも100万円未満の場合、同居している祖父母等の市区町村民税所得割額により決定します。この場合、祖父母等の市区町村民税所得割額を確認するため、課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

※私立保育施設では、別途園服等の諸費用や延長料金がかかることがあります。

(1) 市区町村民税所得割課税額

4月～8月の保育施設利用 ⇒前年度の市区町村民税によります

9月～3月の保育施設利用 ⇒当該年度の市区町村民税によります

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税控除等は適用されません。

※市区町村民税が未申告の場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。

※課税年度の1月1日に市川市に住民票がない場合は、市区町村民税課税証明書(その年の1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます)を提出する必要があります。提出がない場合、利用者負担額が最も高額となる階層区分(C24)になります。ただし、現在市川市に住民票がある場合は、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについての同意があれば、課税証明書の提出は不要となります。

※市区町村民税の修正や、世帯状況の変更(婚姻、離婚、祖父母との同居等)があった場合、修正又は変更について届け出があった月又は確認できた月の翌月から利用者負担額を変更します。

(2) 多子世帯への支援制度

認可保育施設に在園する第2子(市川市)

市川市内に住み、生計を一にするお子さんが2人以上いる場合、認可保育施設に在籍する第2子以降の利用者負担額(保育料)は無料となります。

※利用者負担額(保育料)の滞納がない世帯が対象です。

(3)ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)・在宅障がい児(者)世帯への支援制度

年収約360万円未満相当のひとり親世帯・在宅障がい児(者)世帯

年収約360万円未満相当(市区町村民税所得割額が77,101円未満(C1階層～C7階層の一部))のひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯の利用者負担額は、保護者と生計を一にする18歳未満のお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて1番目のお子さんは下の表の金額、2番目以降のお子さんは無料となります。

階層区分	市町村民税所得割課税額	標準時間	短時間
C1	～ 16,200 円 未満	3,790 円	3,680 円
C2	16,200 円 ～ 32,400 円 未満	4,280 円	4,180 円
C3	32,400 円 ～ 48,600 円 未満	4,760 円	4,670 円
C4	48,600 円 ～ 54,600 円 未満	5,100 円	4,980 円
C5	54,600 円 ～ 60,600 円 未満	5,850 円	5,740 円
C6	60,600 円 ～ 72,700 円 未満	6,750 円	6,620 円
C7の一部	72,700 円 ～ 77,101 円 未満	7,500 円	7,350 円

※「在宅障がい児(者)世帯」とは、お子さん又はその同居親族に障がいがあり、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のコピーを提出した世帯をいいます。

※「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合でも常に生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合もこれに含まれます。

(4)利用者負担額(保育料)の納付が困難になった場合の減免制度

納付義務者の失業や疾病により利用者負担額(保育料)の納付が困難になった場合は、過去3ヶ月の平均実収月額と生活保護法に基づく基準生活費の比較により減免制度が適用されることがあります。適用条件、申請手続等についてはお問い合わせください。

2. 利用者負担額(保育料)の支払

保育施設	支払先・支払方法
公立保育園・私立保育園	市川市に口座振替により支払う。
認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育・事業所内保育	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う。

公立保育園及び私立保育園の利用者負担額(保育料)の納付は、口座振替でお願いします。口座振替の手続きは、入園月の「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、口座を開設されている金融機関にお申込みください。支払先、支払方法、支払に関する注意事項などの詳細については、「利用者負担額(保育料)納入通知書」に同封される「利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)について」をご参照ください。

※利用者負担額は1ヶ月単位となっています。月途中の退園の場合でも原則、1ヶ月分の利用者負担額(保育料)がかかります。

※欠席期間も利用者負担額(保育料)がかかります。

※納付期限を過ぎて利用者負担額(保育料)を納付した場合、延滞金に加算されます。また、滞納が続いた場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法令に基づき、差押等の滞納処分を行います。

※必要に応じて、保育施設に利用者負担額(保育料)の収納・滞納情報の提供を行います。

【3歳児～5歳児クラスの給食費(副食費)】

1. 給食費(副食費)及び支払先・支払方法について

保育施設	給食費の金額	支払先・支払方法
公立保育園	月額 4,500 円	市川市に口座振替により支払う。
私立保育園・認定こども園	各保育施設が定める額	各保育施設に、その施設が定める方法により支払う。

※公立保育園に在園するお子さんが欠席する場合、期限までに「給食停止届」を提出し、月初から月末まで給食を停止する場合に限り、給食費(副食費)はかかりません。

※私立保育園、認定こども園のお子さんが欠席する場合の給食費(副食費)については、各施設にお問い合わせください。

2. 給食費(副食費)の免除・減額

(1)免除対象

①年収約360万円未満相当の世帯(下のいずれかに該当する世帯)

- ・市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ・市区町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満のひとり親世帯又は在宅障がい児(者)世帯

②3人以上のお子さんが認可保育施設・幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)・認可外保育施設・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設等を利用している世帯の第3子以降の給食費(副食費)は免除となります。

(2)減額対象

市川市内に住み、同一世帯で養育されている18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯であって、市区町村民税所得割額が550,000円未満かつ利用者負担額(保育料)の滞納がない世帯の第3子以降の給食費(副食費)は減額の対象となります。

※対象者には別途こども施設入園課よりご案内いたします。

【保育施設利用者負担額(月額)】 ※0歳児～2歳児クラス

(単位:円)

在籍児童の属する世帯の階層区分				保育標準時間の利用者負担額(月額)			保育短時間の利用者負担額(月額)		
				第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)	第1子	第2子以降	国基準利用者負担額(参考)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯			0	無料	0	0	無料	0
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯			0		0	0		0
C	市区町村民税の所得割課税世帯		市区町村民税の所得割額			19,500			19,300
		1	～ 16,200円 未満	7,800			7,500		
		2	16,200円 ～ 32,400円 未満	8,800			8,500		
		3	32,400円 ～ 48,600円 未満	9,800		30,000	9,500		29,600
		4	48,600円 ～ 54,600円 未満	17,000			16,400		
		5	54,600円 ～ 60,600円 未満	19,500			18,900		
		6	60,600円 ～ 72,700円 未満	22,500			21,800		
		7	72,700円 ～ 84,800円 未満	25,000			24,200		
		8	84,800円 ～ 97,000円 未満	28,000		44,500	27,100		43,900
		9	97,000円 ～ 121,000円 未満	33,000			32,000		
		10	121,000円 ～ 145,000円 未満	38,000			36,800		
		11	145,000円 ～ 169,000円 未満	41,000		61,000	39,700		60,100
		12	169,000円 ～ 185,000円 未満	47,000			46,000		
		13	185,000円 ～ 201,000円 未満	50,000			49,000		
		14	201,000円 ～ 217,000円 未満	51,000			49,900		
		15	217,000円 ～ 233,000円 未満	52,000			50,900		
		16	233,000円 ～ 250,000円 未満	53,000			51,900		
		17	250,000円 ～ 267,000円 未満	54,000			52,900		
		18	267,000円 ～ 284,000円 未満	55,000			53,900		
		19	284,000円 ～ 301,000円 未満	56,000		80,000	54,800		78,800
		20	301,000円 ～ 333,000円 未満	62,000			60,700		
		21	333,000円 ～ 365,000円 未満	63,000			62,000		
		22	365,000円 ～ 397,000円 未満	64,000		104,000	63,000		102,400
		23	397,000円 ～ 550,000円 未満	68,000			66,800		
		24	550,000円 以上	70,000			68,600		

※ この表中の「第2子」は、「第1子」の年齢を問いません。

※ ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)世帯のうち一定の条件を満たす場合には、この表に記載された金額から減額される場合があります。(P31,32をご参照ください)